

令和 4 年（2022 年）10 月 26 日
教育局学び推進課

令和 2 年度、令和 3 年度不登校児童生徒学習支援
事業協働実施に関する検証報告書（案）

つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議

令和 4 年（2022 年）●月●日

目次

1 協働事業の概要	3
(1) 取組の背景と目的	3
(2) 事業名	3
(3) 協働事業者	3
(4) 事業内容	3
(5) 事業実施方法	3
(6) 事業実施期間	4
(7) 事業費	4
2 検証体制	4
(1) 検証目的	4
(2) 検証主体	5
(3) 検証の取組	5
① 利用児童生徒アンケート	5
② 利用児童生徒の保護者アンケート	5
③ 体験利用児童生徒およびその保護者アンケート	5
④ 協働事業者による自己評価	6
⑤ 利用者在籍校への聴取	6
3 協働事業の検証	6
(1) 事業に対する評価	6
① 利用した児童生徒の評価	6
② 児童生徒の保護者の評価	7
③ 体験利用をした児童生徒及びその保護者の評価	8
④ 協働事業者（リヴォルヴ学校教育研究所）による自己評価	9
⑤ 協働事業者（つくば市）による自己評価	10
⑥ 利用者在籍校への聴取	10
(2) 事業の分析	11
① 学習支援（個に応じた様々な学習機会の提供）	11
② 新たな支援方法の構築（オンラインによる支援等）	12
③ 居場所の提供（心理的な居場所づくり）	12
④ 教育相談	12
⑤ 通所日数	13
⑥ 連携体制	13
(3) 協働事業の成果と課題	13

① 学習支援（個に応じた様々な学習機会の支援）	13
② 新たな支援方法の構築（オンラインによる支援等）	14
③ 居場所の提供（心理的な居場所づくり）	14
④ 教育相談	14
⑤ 通所日数	14
⑥ 連携体制	15
4 今後の展望	15
(1) 学校と支援施設との連携	15
(2) 学校への還元	16
(3) 相談体制の整備	16
(4) 児童生徒の選択肢の充実	16
(5) 家庭にいる児童生徒への支援	16
5 つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議委員の総評	16

1 協働事業の概要

(1) 取組の背景と目的

2013 年以降、つくば市では不登校児童生徒数が増加しており、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるよう、様々な支援策を講じる必要があった。

つくば市では不登校児童生徒に対し、集団ではなく、個に応じた様々な学習機会を提供するとともに、オンラインによる支援等、これまでつくば市だけでは行っていない新たな支援方法を構築するため、民間事業者の専門的知見を活用し、相互に協力・補完することで、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた進路の選択肢を広げる支援の実証を行い、つくば市の不登校児童生徒の学習支援に対する知見を深めることを目的として協働事業を開始した。

(2) 事業名

つくば市不登校児童生徒学習支援事業

(3) 協働事業者

つくば市及び特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所

(4) 事業内容

事業内容は以下の 3 点である。

- ① 学習支援（個に応じた様々な学習機会の提供）
- ② 新たな支援方法の構築（オンラインによる支援等）
- ③ 居場所の提供（心理的な居場所づくり）

(5) 事業実施方法

① 実施場所

つくば市産業振興センター内（つくば市吾妻二丁目 5 番地 1）

② 開所日数

水曜日を除く平日 4 日間

③ 開所時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

④ 実施方法

施設内に学習支援員等のスタッフが常駐し、児童生徒への学習支援や安心して過ごせる居場所づくり、体験活動の提供等を行った。

(5) 受入定員

令和2年10月～令和3年4月：15名

令和3年5月～：週2日の2コース（各コース定員20名）利用希望者の増加に伴い、令和3年5月からは週4日の開所日のうち、月木コースと火金コースに分け、各コース20名定員の受入人数40名に増員した。

(6) 事業実施期間

令和2年度：令和2年（2020年）10月1日～令和3年（2021年）3月31日

令和3年度：令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日

協働事業者は、令和2年7月につくば市が実施した公募型プロポーザルに企画提案書を提出し、翌月に開催された選定委員会において事業者として選定された。その後、つくば市と協働事業実施に関する協定書を締結した。

事業開始当初は、令和2年10月から令和3年3月までを事業実施期間としていたが、事業に対するニーズや効果を十分に把握するには事業期間が不十分であり、児童生徒への継続した支援も実施する必要があったことから、協働事業の実施期間を1年間延長することとなった。

(7) 事業費

協定書に基づき、つくば市は以下の金額を上限額として負担金を拠出し、それ以外の費用については、協働事業者が支出した。なお、負担金は以下の項目のうち、つくば市が認めたものである。

給料、職員手当等、社会保険料、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、負担金（講習会受講料）その他つくば市が必要と認めるもの。

事業年度	つくば市負担金	協働事業者負担分	合計
令和2年度（半期）	8,833,200円	386,205円	9,219,405円
令和3年度（1年間）	14,647,284円	3,165,939円	17,813,223円

2 検証体制

(1) 検証目的

当初の事業目的の達成度及び協働事業の実施により得られた支援方法等を確認する。

(2) 検証主体

令和4年度つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議

(3) 検証の取組

協働事業を多角的に検証するため、協働事業の関係者に対して、以下のアンケート調査等を実施した。

① 利用児童生徒アンケート

むすびつくばでの過ごし方や感じたこと等を把握するため、令和2年度又は令和3年度にむすびつくばに通所した児童生徒 39 名に対してアンケート用紙を郵送し、回答を記入いただき、郵送にて回収した。

ア 実施期間 令和4年（2022年）6月17日～7月1日

イ 回答者 児童生徒 23名（回収率 59.0%）

アンケート結果は資料編2ページ～6ページのとおり。

② 利用児童生徒の保護者アンケート

むすびつくばでは不登校児童生徒に対して必要な支援ができたか、また、つくば市が今後行う支援事業に対してどのような意見を持っているか等を伺うため、令和2年度又は令和3年度にむすびつくばに通所した児童生徒の保護者 39 名に対してアンケート用紙を郵送し、回答を記入いただき、郵送にて回収した。

ア 実施期間 令和4年（2022年）6月17日～7月1日

イ 回答者 保護者 24名（回収率 61.5%）

アンケート結果は資料編7ページ～13ページのとおり。

③ 体験利用児童生徒およびその保護者アンケート

むすびつくばへの入所に至らなかった理由や、つくば市が今後行う支援事業に対してどのような意見を持っているか等を伺うため、令和2年度又は令和3年度にむすびつくばの体験利用をしたが入所に至らなかった児童生徒及びその保護者各 12 名に対してアンケート用紙を郵送し、回答を記入いただき、郵送にて回収した。

ア 実施期間 令和4年（2022年）6月21日～7月5日

イ 回答者 児童生徒 7名（回収率 58.3%）、保護者 7名（回収率 58.3%）

アンケート結果は資料編14ページ～16ページのとおり。

④ 協働事業者による自己評価

協働事業の仕様書に基づき、協働事業者（リヴォルヴ学校教育研究所及びつくば市）がそれぞれの視点で事業の成果、課題等を確認し事業に対して自己評価を行った。

自己評価資料は資料編 17 ページ～30 ページのとおり。

⑤ 利用者在籍校への聴取

むすびつくばに通所した又は体験利用をした児童生徒が在籍していた市内公立小中学校及び義務教育学校 24 校に対し、むすびつくばとの連携状況や、当該児童生徒への関わり方について、アンケート調査を実施した。

ア 実施期間 令和 4 年（2022 年）6 月 27 日～7 月 6 日

イ 回答者 市内公立小中学校及び義務教育学校 24 校（回収率 100%）

在籍校の聴取資料は資料編 33 ページ～34 ページのとおり。

3 協働事業の検証

検証は、仕様書に定めた事業内容（学習支援、新たな支援方法の構築及び居場所の提供）及び検証に当たり重視すべき内容（教育相談、通所日数及び連携体制等）について、アンケート調査等により得られた結果を基に、評価及び分析を行う。

（1）事業に対する評価

検証の取組ごとに、検証項目についての評価をまとめる。

① 利用した児童生徒の評価

ア 学習支援

利用者アンケートの結果によると、回答者（23 名）の約半数から「学習をすすめるはやさがあつっていた（11 件※）」、「少ない人数で学べた（11 件）」、「自分の得意をいかして学べた（10 件）」、「自分の好きなことを学べた（10 件）」、「興味や関心を深めたり広げたりできた（10 件）」との意見が上がった。

※「あてはまる」又は「ややあてはまる」に○を付けた件数の合計

イ 居場所の提供

利用者アンケートの結果によると、回答者の半数以上から、むすびつくばの中で好きなことや良かったこととして「スタッフやほかの子とおしゃべりができる（19 件）」、「自由にすごせたこと（17 件）」、「新しく友達ができたこと（14 件）」という意見が上がり、その他「きびしいルールがない」、「友達とゲームができる」など通所生が安心して過ごせている様子もうかがえる。

ウ 通所日数

利用者アンケートの結果によると、むすびつくばの改善してほしいと思うところとして「通える日数を増やしてほしい」という声が上がった。

② 児童生徒の保護者の評価

ア 学習支援

保護者アンケートの結果によると、回答者（24名）の半数以上が「学習指導が本人に合っていた（17件※）」、「勉強の教え方が本人に合っていた（16件）」、「学習をすすめるはやさが本人に合っていた（13件）」と感じていた。

※「あてはまる」又は「ややあてはまる」に○を付けた件数の合計

一方で、「1コマの授業時間を増やしてほしい」、「体を動かす機会を増やしてほしい」といった要望もあった。

協働事業者が実施した保護者へのヒアリングによると、手厚い学習サポートや一人一人の児童生徒の進め方に合わせた学習方法に対し、好意的な意見が挙げられている。

同じく利用者へのヒアリングによると、「勉強を丁寧に教えてもらえる」、「学習の内容や量を調整してくれる」等、学校の授業では難しい、柔軟できめ細かい支援がなされ、利用者からも好評を得ていた。

イ 新たな支援方法の構築

少数ではあるものの、保護者アンケートによると「在宅でもオンラインで学習支援が受けられるようになるとありがたい」と、オンライン支援を希望する方がいることも明らかになった。

また、「マルや点数を求める学習でなく、知識や教養につながる学びを教えてくれる」という声もあり、様々な学び方が求められていることが分かった。

ウ 居場所の提供

保護者アンケートの結果によると、むすびつくばを選んだきっかけとして「子どもが落ち着いて過ごせそうだから（21件）」、「学習以外の活動もできそうだから（13件）」と、居場所としての支援に期待を寄せていることが見て取れる。結果的に「学習以外の活動を楽しんでいた（20件）」、「心地よい居場所が提供されていた（20件）」、「スタッフは児童生徒の特性に応じた支援をしていた（20件）」という肯定的な意見が多くあったため、保護者の期待に応えられる居場所が提供されていたと考えら

れる。

また、保護者アンケートによると、通所方法は「自家用車による送迎（17件）」が最も多く、次いで「公共交通機関（8件）」が多かった。さらに「送迎しやすい立地だから（14件）」がむすびつくばを選んだきっかけとして2番目に多かった。通いやすい立地であることが、施設を選択する重要な要素の1つであったと言える。

協働事業者が実施したヒアリングにおいても、自由さや、色々な年代の子と触れ合えることが良いと回答している児童生徒があり、安心して通所していることがうかがえた。

一方で自由意見の中には「スタッフの対応、人数が手厚すぎて、子供自身の育つ力の育みが乏しく、子供同士の関りが希薄」、「友人関係が一段と深まるよう、子ども同士の関わりが深まる放課後の時間もあると良い」などの意見もあった。

エ 通所日数

保護者アンケートの結果によると、1か月あたりの通所日数は「5回～8回」が最も多かった。週2日コースに分けたため、この回数が多かったと考えられるが、「もう1日通えればいい」、「週4～5日通いたいので、通える日数を増やしてほしい」と通所日数が少ないとへの意見が8件あった。

オ 教育相談

保護者アンケートの結果によると、「教育相談ができる」ことや、「保護者に対しても対応がとても丁寧」なことが良いところであるという意見があり、不登校に関する保護者の悩みに積極的に対応することができていた。

一方で「保護者の意見を聞き、要望を真剣に受け止めてほしい」という声もあり、むすびつくばに対しては保護者の多様なニーズがあることもうかがえる。

③ 体験利用をした児童生徒及びその保護者の評価

ア 体験利用をするきっかけ

保護者アンケートの結果によると、体験利用のきっかけについては回答者（7名）が「子どもが落ち着いて過ごせそうだったから」、「学校以外の活動もできそうだったから」、「授業料が無料だったから」、「つくば市が設置した施設（公設施設）だったから」という意見であった。

イ 入所に至らなかった理由

児童生徒及び保護者アンケートの結果によると、入所に至らなかった理由は、児

童生徒は「通うのが面倒だと思ったから」が最も多く、保護者は「子供が行きたくないと言ったから」が最も多かった。

④ 協働事業者（リヴォルヴ学校教育研究所）による自己評価

ア 学習支援

読むこと、書くことに困難がある児童生徒も含め、個人のペースに合わせて学習を進めることで、自信の回復に努めた。スタッフ1人に対して児童生徒は1～3人ほどで支援を行った。教科学習のみならず、絵画造形やスポーツ活動など、自己表現活動や力を合わせる経験を通して成長を支えた。

イ 新たな支援方法の構築

独自に開発した教材も活用し、児童生徒それぞれの有する苦手を補う工夫を行い支援に当たった。書くことが困難な子には、ICT機器を活用するなどした。

ウ 居場所の提供

備品の配置も子ども目線であることを心がけ、子どもたちと話し合いながら環境づくりを行った。また、保護者を対象にしたヒアリング調査でもスタッフの対応について好意的な意見が多く寄せられた。

エ 教育相談

(ア) むすびつくば通所生保護者を対象とした個人面談

むすびつくばスタッフが、令和3年度には全体で2回、これ以外に希望者には随時個人面談を実施した。

(イ) むすびつくば通所生保護者及び希望者を対象とした「親の会」

「つくば子どもと教育相談センター」のスタッフが、毎月第3水曜日に実施した。令和3年度には計9回実施した。

(ウ) 市内の中学生不登校児童生徒保護者を対象とした教育相談

臨床発達心理士による相談を令和3年度は計48回実施した。

(エ) むすびつくば通所生保護者会

令和3年度には計5回実施した。

オ 連携体制

事業の目的や役割分担について、つくば市との連携が取れておらず、協議の機会もなかった。つくば市教育相談センター（つくしの広場）とも事業の目的の共通理

解が十分ではなかった。

むすびつくばに通所する児童生徒の在籍校と連絡が取れないことが多かったが、一部、学級担任がむすびつくばを訪問することにより、直接コミュニケーションが取れたこと也有った。また、通所生の出席日数や活動状況報告を在籍校に送付することで、むすびつくばにおける児童生徒の様子について、在籍校との情報共有を行った。

⑤ 協働事業者（つくば市）による自己評価

ア つくば市の役割

本事業において、つくば市は施設管理や経費の支援、事業の周知、連絡会議の開催が主な役割であった。

施設管理は、駐車場の除草や破損したガラス修繕などを迅速かつ適正に行うことができた。事業内容及び事業に関するつくば市の負担金額については、令和2年度に事業者公募要領において示し、事業者を募集した。しかし、事業が始まった後は、特に人件費の積算について、負担金では金額が不足しているとの意見が協働事業者からあった。

イ 事業の周知

事業開始時に市内各学校に事業の周知を依頼し、各学校から対象児童生徒の保護者に対して周知を行った。しかし、保護者アンケートによると、学校からの案内はなかったという声もあった。また、つくば市としても、利用者向けのチラシやホームページ等を作成していなかったため、保護者に対する周知は不足していたと思われる。

ウ 連携体制

定期的に連絡会議を開催し、協働事業者、つくば市、教育相談センターで情報共有を図ることとしていたが、1度のみの開催となり、事例や課題の共有については連携が不十分であった。

また、つくば市と協働事業者の間においてもコミュニケーションが不足し、協働事業の運営に対する要望や課題等に対しての連携が不十分であった。

⑥ 利用者在籍校への聴取

ア 情報把握と理解

むすびつくばを利用した児童生徒が在籍する学校への聴取によると、むすびつく

ばでの様子は「保護者からの聞き取り」、「むすびつくばからの出席状況報告書による確認」、「児童生徒からの聞き取り」の順に多かった。学校がむすびつくばを訪問したり、むすびつくばが学校を訪問したりするなど、直接（対面で）情報交換を行う学校もあり、連携がよく取れている場合もあった。

イ 教員間での情報共有

教員間では生徒指導部会や職員会議において情報共有を図ったり、報告書を回覧したりした。全職員が理解している学校は12校、不登校児童生徒に関する職員以外は理解が不十分である学校は10校あった。

ウ 児童生徒の変化

むすびつくばに通所するようになってから、児童生徒の「表情や態度に変化があった」、「行動に変化があった」と考える学校が半数以上あった。

(2) 事業の分析

① 学習支援（個に応じた様々な学習機会の提供）

協働事業者は、協働事業開始前までつくば市谷田部において「ライズ学園」を約20年間運営していた。不登校児童生徒に対する学習支援を継続的に行っており、学習障害の傾向がある児童生徒への支援等、様々な知見を活かして、本事業においても支援を行った。児童生徒一人一人の希望や到達度に寄り添い、苦手意識が強く、いわゆる教科学習には拒否反応を示す児童生徒には、読み聞かせや遊びの中での学びの時間を設けるなど工夫して支援にあたった。

むすびつくばには、フリースペースと学習スペースが設けられており、ゆったりと思い思いの時間を過ごす児童生徒がいた。そのような中、希望する児童生徒には、そのニーズや到達状況、学びの特性などに配慮した教科学習支援が行われた。さらに「絵画造形（表現活動）」や「スポーツ」、「サークルタイム（話し合い活動）」など、集団の中で体験的に学ぶ機会も設けられている。その点が利用者からは好評であり、不登校児童生徒にとっては過ごしやすい環境であった。

利用者アンケートでは「学習をすすめるはやさがっていた」、「自分の好きなことを学べた」といった意見があり、スタッフは児童生徒を主体に考え、事業に取り組んでいたことがうかがえる。学習支援に対する保護者からの要望はあるものの、利用者及び保護者の満足度は高く、協働事業者は利用者の期待に応えられるような学習支援活動を提供していたと考えられる。

② 新たな支援方法の構築（オンラインによる支援等）

利用者の中には、読み書きを苦手とする学習障害のある児童生徒も在籍していた。これまでに蓄積した指導のノウハウを生かし、学習におけるつまずきのポイントを確認したり、得意なことを伸ばしたりするなど、一人一人の特性に応じた学習支援を行ったことで、これまでには対応が難しかった多くの利用者及び保護者のニーズに応えることができた。

保護者アンケートからは、在宅でも個人に合った学習をしたいというニーズがあることも確認できる。

③ 居場所の提供（心理的な居場所づくり）

利用者、保護者ともに、むすびつくばの良かったこととして「スタッフの対応が優しいこと」、「スタッフが話を聞いてくれたり、興味を持って質問してくれる」などの意見を挙げていた。利用者とスタッフが上下関係ではなく、スタッフが子どもの目線でその話に耳を傾け、寄り添いながら自信を失っている子どもに安心感を与え、信頼関係を築けていた。

室内にはベッドを配置したり、ボードゲーム等を用意したりすることにより、子どもが落ち着ける場所や、子ども同士がコミュニケーションをとりやすい環境を整えることができていた。

④ 教育相談

保護者からは、子どもが不登校になり始めて不安になっているとき、同じ境遇にいる保護者同士で話をしたいという声があり、有識者やスクールカウンセラー等からも、保護者のケアが必要であるという意見があった。そのため、むすびつくばでは、月1回保護者同士の交流と経験の分かち合いなどを目的とした「親の会」を開催していた。

さらに、学校等に対して不信感を募らせている保護者の中には「思うことがあっても口に出しにくい」という声がある。「親の会」の進行は「つくば子どもと教育相談センター」のスタッフに依頼し、保護者が率直な思いを話し、それを丁寧に受け止められるようにしていた。

仕様書では、通所生やその保護者から求めがあった場合に、教育相談を行うこととされている。むすびつくばでは、臨床発達心理士、公認心理師などの専門家に依頼して定期的な教育相談を月に4回実施し、保護者同士で交流できる場を設けるなど、保護者に対する支援を行った。

(5) 通所日数

当初の定員は概ね 15 名としていたが、利用希望者の増加により、曜日によって通所コースを 2 つに分けることで、受入れの拡大を図った。その結果、令和 3 年 9 月には 30 名超の児童生徒が通所することになった。

多くのニーズに対応するため、施設規模も勘案し、20 名の受入人数の週 2 日のコースを 2 コースとして対応したが、利用者及び保護者からは、日数を増やしてほしいという意見が寄せられた。通所日数は、週 2 日よりも多い日数が必要と考えられる。

(6) 連携体制

仕様書では、協働事業者、つくば市、教育相談センターで定期的に連絡会議を開催することとしていたが、1 度しか開催できなかった。ノウハウや課題を共有し、より多くの児童生徒への支援につなげるためにも、積極的な連絡会議が必要であった。

また、協働事業者と学校の間で、連絡を取り合う時間帯の問題で連携が取れないことがあった。児童生徒の支援として、学校での様子やむすびつくばでの様子、児童生徒の特性、支援の経緯、学習の進捗状況等を両者で共有することで、より一体的で効果的な支援につながると考えられるため、学校との良好な連携体制は必須である。

(3) 協働事業の成果と課題

① 学習支援（個に応じた様々な学習機会の支援）

協働事業者の協力を得ることで、学校だけで得られている知見のみにとらわれず、広い視野を持って支援できたと考える。不登校児童生徒は多様で、型にはまった指導、支援だけでは対応が不十分であったが、協働事業者のこれまでのノウハウを生かし、児童生徒にとって個に応じたよりよい支援ができた。

不登校児童生徒の支援や発達障害等の対応を専門的かつ継続的に行ってきた協働事業者の知見や事例を、市内全校で共有することが重要である。学習面でつまずきが見られる児童生徒に対しては、指導方法を検討したり、個別のペースで進めたりすることも考えられる。

なお、学習支援に要する経費については、実際に支援を行うと当初想定していたよりも様々な支援が必要であることが見えてきた。必要な支援が見えてきたことにより必要となる経費も見えてきたことから、今後費用を積算する場合には、支援方法や支援に要する学習支援員の数等について、今回の協働事業を参考にする必要がある。

② 新たな支援方法の構築（オンラインによる支援等）

むすびつくばの利用者及びその保護者の多くは、むすびつくばで受けるスタッフの学習支援及び対応におおむね満足し、対面での支援を希望していると推測するが、利用者の中にはオンラインでの家庭学習を求める声があり、また、むすびつくばに行くことができず、家庭にいる児童生徒もいることから、オンライン支援も選択肢の一つとして必要であると考えられる。

③ 居場所の提供（心理的な居場所づくり）

定員を超える通所希望者がおり、不登校児童生徒の学習支援に対するニーズが高いことが確認できた。一方で、通所生の増加により、必要な容量に比べ、室内スペースが狭くなり、大きい音や騒音が苦手な感覚過敏の児童生徒にとっては、多くの通所生がいる状況は好ましい環境とは言えない。落ち着いた環境で支援を行うためには、より広いスペースや個室等の確保が必要となる。むすびつくばにおいては、利用者が一時的に落ち着けるスペースを設けたり、感覚過敏の児童生徒に対してヘッドホンを用意したりするなど学習の環境に配慮していた。

不登校児童生徒の個性はそれぞれであり、その個性に応じた支援が求められる。今回の事業では 30 名を超える不登校児童生徒が施設を利用しておらず、様々な個性を持つ児童生徒に対して、一人一人に応じた多種多様な方法で対応した。不登校児童生徒に対しては個人に寄り添い、心の状態やニーズを把握して考えた支援策が重要であるとの認識を深めた。

学校に行きにくくなったりした児童生徒に対しては、校内に落ち着ける場所を設け、児童生徒の話を聞いてあげられる大人を配置するなど、安心できる環境を整え、児童生徒に無理をさせないことも必要である。

④ 教育相談

教育相談については、学校や親の会、臨床発達心理士や「つくば子どもと教育相談センター」など専門機関による相談を実施した。保護者からも多岐にわたるニーズがあることが分かった。教育相談や保護者同士の交流を定期的に設定することで、保護者が一人で悩みを抱えずに支援することができるため、相談や話ができる場を、できるだけ多く持ち、いつでも、広く相談できることが保護者にとって重要である。

⑤ 通所日数

事業開始時は定員を 15 名としていたが、利用希望者の増加に対応するため、令和 3

年5月からは、週4日の開所日を週2日の2コース（各コース定員20名、受入人数40名）に分けて対応した。より多くの希望者を受け入れ、さらには週4日通いたいという要望に応えるためには、より広い部屋で、児童生徒数に応じたスタッフを配置して支援を行う必要がある。

⑥ 連携体制

個に合わせた不登校児童生徒支援策については、その児童生徒の特性や家庭状況にも対応しなければならない。支援施設と学校が得ている情報を共有し、有効に活用することで、一人一人にあった最善の対応策に近づくことができると言える。むすびつくばでの様子と学校での様子をお互いに共有することで、効果的な支援につながるため、定期的な連絡が必要であり、つくば市としての働きかけが重要であると考えている。

一方、利用者の増加により、在籍する学校数も増えており、情報伝達に時間を要していた。円滑な連携を図るためにには、学校と施設との密な連携体制の構築が必要であり、そのためには、学校の全職員がむすびつくばをはじめとした、支援施設について理解する体制づくりが必要である。

つくば市と協働事業者の間の連携については、協議の場も不十分であり、良好な関係は築けていなかったと両者が評価している。協働事業者からつくば市に対して協議を行う提案があったが、コミュニケーションが不足し、協議には至らなかった。

つくば市は、本事業開始時の公募型プロポーザルを行う際、事業者公募要項及び仕様書を示した上で、事業者を募集していたが、不登校支援の経験が長い協働事業者にとっては、児童生徒を支援するためには、具体的な内容が不十分であると感じていたと考えられる。両者が協議を重ねることで、不登校児童生徒に対するより効果的な支援の仕方を常に求めていく必要がある。

4 今後の展望

不登校を生じさせない、不登校になった児童生徒も元気になるためには、一人一人に合った丁寧な支援が必要である。そのためには、フリースクールなどの支援施設と学校が連携してそれぞれが持つノウハウを生かしながら、児童生徒が抱える悩みや現状を把握し、学習指導やその他の活動等を提供することが必要である。さらに、家庭にいる児童生徒への支援の充実も必要である。

(1) 学校と支援施設との連携

支援施設と学校が、学校外の支援を利用する児童生徒の心理的な状態や、学習の進

捲状況等について連携、共有することが必要である。可能な限り支援方針に関して共通理解をした上で支援に当たる。

(2) 学校への還元

支援施設での支援方策、児童生徒一人一人の指導とその成果等の情報を学校に還元、蓄積する必要がある。一人一人に合った様々な支援を提供することにより、不登校を生じさせない学校づくりを行うことができる。

(3) 相談体制の整備

スクールカウンセラーや教員等による相談体制の整備が必要である。継続的に、また必要に応じて相談できることで、保護者も児童生徒も悩みを話す場を設け精神的なケアを行うことができる。

(4) 児童生徒の選択肢の充実

児童生徒によって、不登校の原因や適切な支援には違いがあり、それぞれに合った支援をするためには、支援施設が持つノウハウ、良さを生かした支援を整備することで、選択肢を増やす必要がある。不登校になった児童生徒に対しては、学校以外にも様々な支援場所があることを周知することで、各自、自分に合った支援を見つけることができる。

(5) 家庭にいる児童生徒への支援

外出ができない、フリースクールを利用することができないといった児童生徒は、家庭内で過ごすことが多い。家庭でも教育相談や学習支援を受けることができる等、家庭にいる児童生徒に対する支援の選択肢を増やすことも必要である。

5 つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議委員の総評

- ・不登校児童生徒学習支援事業協働実施について検証する中で、不登校児童生徒に対する支援の在り方が見えてきた。児童生徒の目線で考えることが重要であり、本人のペースに合わせ寄り添いながら支援することが、不登校児童生徒の前向きな生活を支える力になることが確認できた。学校においてもこのような考え方のもと、個々に合わせられる場を提供できれば不登校を生じさせない環境を整えることができると言える。また、不登校児童生徒一人一人の実態に寄り添って支援することが大切であり、そのためにも不登校児童生徒のアセスメントをきちんと行うとともに、不登校児童生徒支援施設と学校及

び市担当部局との連携の充実が欠かせないことが改めて認識できた。

- ・教育機会確保法によって子どもの学習権の保障が社会課題として再認識された。そもそも憲法26条にある教育の義務とは子どもの学習権を保障する義務であって、子どもが義務を負っているわけではない。つまり学校へ行くことは子どもの権利であって義務ではない。

「全ての子どもに学びの機会を保障する」社会を実現するために子どもの多様な学びの場を官民あげてつくっていく必要がある。そのモデルが今回の官民協働事業であったはずだ。その検証において官民のコミュニケーション不足が指摘されたことの意味は大きい。協働の根幹にかかわるからだ。そして教育委員の一人として協働に参加できていなかったことは私自身の反省である。さらに多様な学びの場は子どもだけではなく社会全体の課題になっている。つまり分断されつつある現代の市民社会の再構築という大きなテーマへの視座を共有したい。

- ・検証報告から見える今後の必要性・方向性は、ひとつには、学校との連携の在り方をどのように進めていけば不登校児童生徒に適切に対応がとれるのかということである。そのためには、学校と委託事業者との繋ぎ役を担うスタッフを配置することが大切となる。担当者としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的立場の人材を配置したい。強いては、校内フリースクールの充実・拡大に繋げ公的機関と民間機関の区別化を図り、役割分担を明確にする必要性もある。

次に、不登校児童生徒の保護者のネットワークづくりをめざしていく必要がある。親の孤立や悩みを解消するために親の会の拡大や勉強会などを開設していくことが望まれる。

- ・協働事業とは「一つの目的のために異なる複数の主体が対等な立場で関わること」であると考える。しかし、当事業において、協働事業の目的と役割分担の明確化および共有が徹底されていなかったため、双方が自身の認識のままに実施を進めていったことが、コミュニケーション不足による連携体制の不備につながった。よって、今後、協働事業を実施する際には、目的の共有と明確な役割分担が必須である。

一方で、この事業によって、むすびの専門性を活かした不登校児童生徒支援による知見が多く見いだされ、課題も可視化された。今後はその知見と課題を一つひとつ丁寧に踏まえながら、不登校児童生徒および保護者の視点を常に念頭に置いて、制度設計と施策の実行を喫緊かつ着実に進めていくことを提言したい。

協働事業者は児童生徒への効果的な支援を行うため、スタッフ同士のアセスメントや週一回のミーティング、研修など、精力的にスタッフ研修に取り組んでいた点は評価でき

る。また、仕様書には一人一人に合った学習計画の立案についての記載はあるが、児童生徒へのより充実した支援を行うためには、個別支援計画の立案も今後検討する必要がある。

- ・この度の協働事業によって、市として学びの保証を公的に支援するとはどういうことなのかを改めて考えさせられた。利用者のアンケートを見て「むすび」は学習支援の一つの形として成果を出せたと思うが、そこへ通う事ができない、あるいは望まない児童の存在も明らかとなったと思う。個に応じた様々な学習支援方法の構築には、児童や保護者視点の求める支援の形を明らかにしつつ、より多くの学びの場が連携して生徒や保護者を繋ぐことが大切だと感じた。